

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています

その待遇の違い、説明できますか？

正社員と同じ仕事をしているのに、同じように手当はもらえないの？



短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は当該労働者に説明しなければなりません。

- ・「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- ・待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

■待遇の違いについて再点検してみませんか？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩
室等の利用

各種
手当

教育訓練

など

[問題となりうる具体的なケース]

●通勤手当が問題となった事業主の例

支給目的：通勤費用の補填

現在の待遇：正社員には実費を支給、
パート従業員は1日あたり定額を支給

待遇差の理由：

パート従業員は近隣からの通勤者が多く、
通勤費用があまりかからないため

→ 実際は…遠方からも採用しており、
自己負担している者がいる



労働契約に期間の定めがあるか否かによ
って通勤に要する費用が異なるもの
ではなく、実際に費用負担が生じてい
ることからも正社員と同一の基準での
支給が必要

●慶弔休暇が問題となった事業主の例

支給目的：仕事から離れて慶弔行事に参加する
ため

現在の待遇：正社員のみに付与、有期雇用の
契約社員には付与されていない

待遇差の理由：

職務内容が異なるため
(正社員：非定型、契約社員：定型業務)

→ 実際は…正社員と同じ週所定労働日数
であり勤務日振替は難しい



付与目的に照らせば、職務内容によっ
て慶弔行事に参加するために労働から
離れる機会を設ける趣旨や時間が変わ
るものではないことから、正社員と
同一の基準での付与が必要

うちの事業所は大丈夫…？何をすればいいの…？ そんな事業主の方を
「働き方改革推進支援センター」がサポートします！

※詳細は裏面をご確認ください。

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に相談 ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

- ☐ 同一労働同一賃金
- ☐ 時間外労働の上限規制
- ☐ 残業60時間超の賃金引き上げ
- ☐ 育児・介護休業法改正
- ☐ パワーハラスメント防止措置
- ☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得

よくある相談例

労働関係助成金の活用

就業規則や規定の見直し

人材の募集・定着

36協定の作成方法

賃金引上げ・賃金制度の見直し



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「働き方改革推進支援センター富山」では、働き方改革関連法の
内容にとどまらず、職場環境の整備による人手不足解消に向けた
人材の確保・定着、生産性向上による賃金引上げ、改正育児・介
護休業法、女性活躍・男性の育児休業取得の促進、職場における
ハラスメント防止措置など多様で柔軟な働き方の実現に向けた支
援を行います。

相談方法

① コンサルティング
・企業訪問
・オンライン

② 電話・メール・来所

働き方改革推進支援センター富山

フリーダイヤル 0120-208-363

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒930-0083

富山市総曲輪二丁目1番3号 富山商工会議所ビル6階

MAIL toyama@workstylereform.net FAX 076-407-4667

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/toyama/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 富山

検索

